

2005年12月議会

2005/12/16

在日米軍再編に伴う海上自衛隊鹿屋基地への米軍移転案については、本年4月以降、在日米軍再編をめぐる日米協議において検討されているとの報道を受け、鹿屋市及び鹿屋市議会においては、騒音被害や危険性が一層増大することを懸念し、多大な基地負担を市民に強いることはできないとして、直ちに反対の表明及び決議等を行い、関係省庁等に申し入れを行った。さらに、大隅半島の全ての自治体の首長と議長が名前を連ねる大隅総合開発期成会でも、米軍の移転反対に関する緊急決議を全会一致で可決し、決議文を関係省庁に送付している。

このような状況のもと、11月21日に、本県に、防衛庁長官から、日米安全保障協議委員会で合意した「中間報告」において、海上自衛隊鹿屋基地に空中給油機12機と300名規模の米海兵隊を移駐する旨の説明があった。

これに対して、知事は、地元の合意なしで進めてはならないこと、沖縄の基地負担軽減が目的のはずでありながら沖縄県知事自身が反対していること、岩国に移転予定の空中給油機が鹿屋に移駐するのは負担のつけ回しであることなどの理由で、反対の意志を表明している。

先日も、米軍嘉手納基地では、11月末に、地元が無断で、F A 1 8 戦闘攻撃機による戦闘訓練が昼夜を分かたず繰り返し行われ、さらに無差別大量殺傷兵器として世界的にも批判のあるクラスター爆弾を搭載しての訓練の疑いがあるということで、今月12日、嘉手納町議会は抗議決議と意見書をあげている。

本県議会でも、昨年10月に、宜野湾市の沖縄国際大学で起きた米軍大型ヘリコプター墜落事故に関し、事故原因の究明のための沖縄県警察による現場検証を拒否し、十分な事故原因や再発防止策等の説明を行わないまま同型機の飛行を再開された事に対し、日米地位協定の抜本的見直しを求めることを含めた意見書を全会一致であげている。

このように、住民の意向を無視した訓練が強行され、もし事故が起きても、日本の主権を認めない形での処理がなされるなど、米軍基地の存在が、住民の生命と財産を脅かし、環境・騒音被害を招くことは明白である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守り、安心・安全な生活を保持する立場で、米軍海兵隊普天間基地空中給油機の海上自衛隊鹿屋航空基地への移転案に断固反対し、その計画の撤回を強く要求するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。